

メディカルフィットネスこまち 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

当施設は、メディカルフィットネスこまち（以下「当施設」という）と称します。

第2条 (所在地)

当施設は、群馬県富岡市相野田469番地を所在地とします。

第3条 (目的)

当施設は、医療機関の附属施設として運動習慣を身につけ、継続することで、生活習慣病治療の一助となること、また生活習慣予防及び健康増進を図ることを目的とします。

第4条 (運営・管理)

当施設は医療法人緑陽会（以下「当法人」という）が運営・管理にあたります。

第2章 会員

第5条 (会員制度)

1. 当施設は会員制とします。
2. 当施設に入会されようとする方は所定の入会手続きをしていただきます。
3. 当施設の会員の種類、施設利用料金、および会費等については別途定めます。
4. 当施設は会員の種類を設定、変更または廃止することができます。

第6条 (会員資格及び利用資格)

次の諸条件を満たす方は、当施設の会員資格及び利用資格を有するものとします。

1. 原則としてメディカル会員は満年齢40歳以上の方、フリートレーニング会員は満年齢18歳以上の方。
2. 当施設の定める規約を遵守できる方。
3. 心身ともに健康で過去に重大な病歴がなく、医師から運動を禁じられていない方。
4. 介護保険サービスの利用のない方。
5. 感染症及び感染の恐れのある疾病を有していない方。
6. 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を招く疾病を有していない方。
7. 当施設を含めて、会員制のクラブまたは団体等から除名や会員資格の停止、もしくはそれに類する処分を受けたことがない方。
8. 暴力団等の反社会的団体やその関係者等に関与していない方。
9. 刺青、タトゥーをしていない方。
10. 入会に先立って、他の会員に迷惑を及ぼす恐れがないと判断された方。
11. その他当施設が会員として不相当と認める事由のない方。当法人は不相当と認める理由を示す必要がないものとします。

第7条 (未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとする場合は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条 (入会申込手続き)

当施設に入会しようとする方は、所定の申し込み手続きを行い、当施設の承認を得た上で、会員種別に従って所定の会費を所定の方法により当施設に納入することにより、入会手続きが完了します。

第9条 (会員証)

1. 当施設は、会員に対して会員証を発行します。
2. 会員は、当施設を利用する際に会員証を必ず提示するものとします。

3. 会員が会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きを行うものとします。
尚、再発行に伴う費用は会員の負担とします。
4. 会員証を、第三者に貸与又は譲渡することはできません。

第10条（会員以外の施設利用）

当施設が必要と認めた場合は、会員以外の人に施設を利用させる事ができます。

第11条（会費・利用料金等）

1. 会員は、施設所定の会費・利用料等を所定の方法で納入するものとします。
2. 当施設は、会費及び利用料金等を変更することができます。この場合は、変更前に当施設内の所定の掲示場所に掲示することにより会員に通知するものとします。
3. 納入済みの会費・利用料金等はいかなる場合でも、一切返還できないものとします。

第12条（会員資格の貸与・譲渡）

会員は、当施設の会員資格を他に貸与・譲渡することはできないものとします。

第13条（会員種別の変更）

1. 会員種別の変更は毎月1日を基準し、変更希望月の前月1日までに所定の届出を提出し当施設の承認を得るものとします。
2. 会員種別の変更に当たっては、所定の事務手数料をお支払いいただきます。

第14条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合は、退会希望日の1ヶ月前までに所定の届出書を提出し当施設の承認を得るものとします。
2. 退会時に会費等の未納金がある場合は、退会末日までに完納するものとします。
3. 当施設は、退会届が提出されない限り会費を請求するものとします。
4. 会費等の未納金が2ヶ月以上継続する場合は、入金が確認できるまで施設を利用できないものとし、未納月会費分を支払わなければならない。なお支払いが完納するまで退会できないものとする。

第15条（会員資格の喪失）

会員が次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失するものとします。

1. 第13条により退会が承認された場合。
2. 第15条により除名された場合。
3. 会員本人が死亡した場合。
4. 運営上やむを得ない事由により、本施設の全部が閉鎖した場合。

第16条（会員の除名）

会員が次の各号に該当する場合、その会員を当施設から除名することができるものとします。

1. 当施設の規約、細則、施設利用方法の記載事項、館内諸規則に違反した場合。
2. 当施設の名誉・信用を傷つけ、秩序を乱し、本会員としてふさわしくない行為をした場合。
3. 会費及び利用料等の支払いを怠り、当施設からの督促を受けてもなお所定の期日までに支払いをしない場合
4. 第6条に定める入会資格条件のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会条件を満たしていると偽って、当施設の会員資格を取得した場合。
5. その他、当施設の会員としてふさわしくないと当施設がと認めた場合。

第17条（変更事項の届出）

会員は、氏名、住所、連絡先、銀行口座番号、その他入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに当施設に届け出るものとします。

第3章 施設利用

第18条（諸規則の遵守）

1. 会員は、本規約、細則及び当施設所定の諸規則を遵守しなければなりません。
2. 会員は、当施設の利用にあたり当施設の指示に従わなければなりません。

第19条（施設利用の禁止等）

当施設は、会員が次の各号の一つに該当する場合は、当施設への入場のお断り、退場または施設利用の禁止を指示することがあります。

1. 酒気を帯びている場合。
2. 他の会員の諸施設利用を妨げた場合。
3. 許可なく当施設内を写真、ビデオ等で撮影した場合。
4. 許可なく物品を売買したり、個人・団体指導等の営業行為や勧誘行為をした場合。
5. 他人を誹謗、中傷する行為に及んだ場合。
6. 他人に対する暴力行為や威嚇行為に及んだ場合。
7. 動物や危険物を施設内に持ち込もうとした場合、または持ち込んだ場合。
8. 施設スタッフの指示に反する行為に及んだ場合。
9. その他、施設内の秩序を乱す行為に及んだ場合。
10. 暴力団等の反社会的団体やその関係者等に関与している場合。
11. 刺青、タトゥーをしている場合。
12. 感染症及び感染の恐れのある疾病を罹患した場合。
13. 医師から運動を禁じられた場合。
14. その他、施設が不相当と判断した場合。

第20条（健康維持・管理）

会員は、当施設の利用に際して、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとします。

第4章 施設営業

第21条（営業時間・定休日）

営業時間及び定休日は、当施設が変更等を決定し当施設内所定の場所に掲示し、会員に通知するものとします。

第22条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の場合、当施設は、当施設の全部または一部を一時閉鎖、もしくは一時休業することができるものとします。その場合、本条第4項、第5項を除き、1週間前までに当施設内所定の場所に掲示するものとします。但し、これにより会員の会費等の支払い義務は、軽減または免除されないものとします。

1. 定期休業等による場合。
2. 当施設が特別な行事等を開催する場合。
3. 施設の増改築、修繕または点検等によりやむを得ない場合。
4. 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
5. 前各項の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第23条（施設の閉鎖）

次の場合、当施設を閉鎖し、全ての会員との契約を解除できるものとします。その場合、3ヶ月前までに予告するものとし、当施設を閉鎖した場合、全ての会員は退会したものとみなし、会員に対して特別の補償は行わないものとします。

1. 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となった場合。
2. 災害、その他により施設の被害が大きく開場が不可能となった場合。
3. 著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事情が発生した場合。

第24条（損害賠償責任）

1. 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当施設はその損害賠償の責を負わないものとします。
2. 施設内、駐車場で発生した傷害、その他の事故については、それが施設の責に帰すべき事由による場合を除き、当施設は責を負わないものとします。
3. 会員間に生じたトラブルについては、当事者である会員間にて解消するものとし、当施設は一切の責を負わないものとします。

第25条（盗難）

当施設内、駐車場で盗難が生じた場合には、当施設は会員が被った損害について一切の責を負いません。

第26条（遺失物・不審物）

1. 会員が当施設内で遺失した場合は、当施設は会員が被った損害について一切の責を負いません。
2. 当施設内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときは、当施設スタッフまでお知らせください。
3. 届出のあった遺失物については、原則として1ヶ月は保管することとし、保管期間経過後は処分させていただきます。

第27条（会員等の損害賠償責任）

会員の責に帰する事由により、当施設または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとします。

第5章 雑則

第28条（個人情報の取り扱い）

当施設は入会申込書に記載された個人情報について、当施設会員との連絡や運営のため（コースの新設、廃止、休業または料金・定休日の変更等の案内、会費関係等の案内、忘れ物の連絡）及び会員居住地のデータ分析等に利用する他、人の生命、身体に差し迫った危険が生じ緊急の必要性がある場合やサービスの提供以外には利用しないものとします。

第29条（会員への通知）

当施設の会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行うものとし、届出を怠ったため当施設からなされた諸通知等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第30条（利用案内）

本規約及び細則に定めのない事項については、当施設所定の場所に掲示しお知らせします。

第31条（改正）

当施設では、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員等に及ぶものとします。

附 則

本規約は平成28年8月1日から施行します。

本規約は平成29年6月1日から施行します。（第6条第1項の変更、第12条休会の削除、13条から30条までを1条ずつ繰り上げ）

本規約は令和元年10月1日から施行します。（第6条第1項及びの変更、第7条未成年者の取り扱い、第13条会員種別の変更を追加）

本規約は令和4年8月1日から施行します。（第6条第1項の変更）